

官民連携事業基本指針改定の概要

新旧対照表 (R8.5)

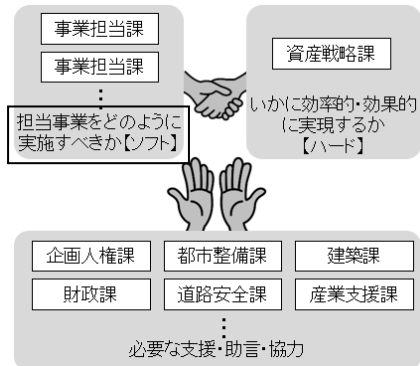
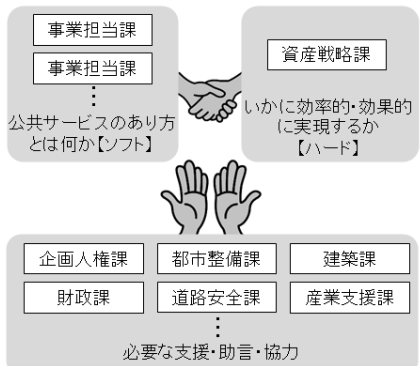
表紙、本文

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ● 官民連携事業手法導入優先的検討規程 ● 本規程 	<ul style="list-style-type: none"> ● 官民連携事業手法導入優先的検討規定 ● 本規定
<p><改訂理由> 誤記訂正。</p>	

第1章 官民連携事業の概要

新	旧
P1 2 PPP/PFI とは	P1 2 PPP/PFI とは
(1) 概要	(1) 意味
<p><改訂理由> 表現修正。</p>	
P3 2 (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 法)	P3 2 (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 法)
<p>➢ PFI法は、公共施設等の整備・運営を民間に一体的に担わせ、性能発注・長期契約・成果連動の支払などを可能にする「特別制度」を定めています。したがって、これらの点でPFI法が明示の特則を置く部分は、その限度の範囲内で一般法(例: 従来型の契約手続・会計運用の原則)に優先します。</p>	<p>➢ PFI事業の特徴としては、一括発注、性能発注、長期契約等があります。これらの特徴において、他の法規則と矛盾する場合、PFI法における解釈を優先することが認められています。</p>
<p><改訂理由> PFI法については、PFI事業のすべての特徴が他の法規と矛盾する場合は、PFI法の解釈が常に優先される、とまでは言えない。PFIのコア設計(契約・調達・対価・権利・リスク配分)に関する部分は、PFI法の特則領域として優先されるが、安全・環境・競争・財政規律などの横断分野は特則外で一般法が適用されることから、修正。</p>	
P8 7 (2) ② 官民のリスク分担	P8 7 (2) ② 官民のリスク分担
<ul style="list-style-type: none"> ● 将来発生し得るコストの分担について、明確に契約上で規定しておかなければなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来発生するかもしれないコストの分担を明確に契約上で規定しておかなければなりません。
<p><改訂理由> 表現修正。</p>	

第2章 和光市における官民連携事業の位置付け

新	旧
P10 2 (1) 事業推進体制	P10 2 (1) 事業推進体制
	
<p><改訂理由> 表現修正。</p>	

新	旧
P10 2 (2) ① 事業検討段階	P10 2 (2) ① 事業検討段階
<p>基本方針策定後、事業が和光市総合振興計画実施計画で採択されてから、基本計画を策定する中で、事業手法としてPPP/PFI手法導入の検討を行います。</p>	
<p><改訂理由> 和光市総合振興計画で市の事業として採択された後、基本計画策定の中で手法としてPFIを検討していく流れに変更。方針決定から事業手法検討にかけては、PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引 8P(R4.9月内閣府)のフローにあわせて修正。</p>	
P13 3 (5) 政策会議	P13 3 (5) 政策会議
<p>➤ 政策会議は、当該事業手法の導入や実施に関して、付議事項について決定します。</p>	<p>➤ 政策会議は、当該事業手法の導入や実施に関して、市の事業として推進することを決定します。</p>
<p><改訂理由> 政策会議で事業の推進は行わないことから修正。</p>	

第3章 官民連携事業導入手順

新	旧
P14 1 (1) ① 事業規模	P14 1 (1) ① 事業規模
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業費の総額が5億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
<p><改訂理由> 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」10P(令和4年9月内閣府)より、対象事業の基準の額を和光市独自の基準ではなく国の基準にあわせた。</p>	
P18 4 (3) 債務負担行為の設定	P18 4 (3) 債務負担行為の設定
<p>① 債務負担行為の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>官民連携事業では、建設・維持管理・運営などの対価を複数年度にわたり支払う長期契約であるため、契約締結前に議会の議決を経て債務負担行為を設定しておく必要があります。</u> ● <u>また、事業期間が長期に及ぶことが多く、支払総額も多額となるほか、事業提案に要する費用が提案者負担となることから、事業者の参入意欲を高め、事業の確実性を担保する観点からも、公募開始前に債務負担行為を設定しておくことが重要となります。</u> ● <u>債務負担行為の設定は、その行為をすることができる事項、期間及び限度額を予算として定めておくものですが、毎年度の予算において当該年度の支出予定額を計上(現年度化)する必要があります。</u> 	<p>① 債務負担行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>官民連携事業の契約は、複数年度にわたる長期契約であるため、契約の前提として予算で債務負担行為を定める必要があります。債務負担行為とは、地方自治体の予算を構成するものの一つであり、大規模な建設事業等で数年にわたって予算を支出する項目です。</u> ● <u>債務負担行為に関する予算は毎年現年度化し、予算計上しなければなりません。</u>

新	旧
<p>② 債務負担行為の設定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>債務負担行為は、公募開始前に設定することを基本とします。</u> ● <u>公募開始前とは、総合評価一般競争入札では入札公告、公募型プロポーザル方式では募集要項の公表時点とします。</u> <p>③ 債務負担行為の設定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>債務負担行為の限度額は、VFM 評価で算定した事業期間全体の事業費総額を基準とします。</u> ● <u>事業費総額には、建設費、維持管理・運営費、金利変動要素、物価変動要素、リスク移転に伴う費用などが含まれるため、これらの変動に対応できるよう総支払額の上限として限度額を設定することが求められます。ただし、想定を上回る物価や金利の変動が生じた場合には、契約期間中であっても債務負担行為の限度額を補正する必要があります。</u> ● 二 ● <u>国の通知では、PFI 事業における債務負担行為のうち施設整備費や用地取得費など公債費に準じる部分については実質公債費比率の対象とするとして、財政健全化判断比率にも影響を与えるものであるため、留意する必要があります。</u> <p>④ 議会の議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>債務負担行為は予算として議会の議決を得る必要がありますが、通常は翌年度の公募開始に先立ち、前年度の3月定例会において公募開始年度の当初予算として計上します。ただし、事業スケジュールの都合により、他の定例会において補正予算として計上する場合もあります。事業計画の検討段階において、関係各所に相談するなど事業スケジュールに影響のないよう情報共有を図りながら準備を進めてください。</u> ● <u>補助金の交付要件などの理由により、契約締結時期が翌年度にずれ込む場合や、限度額の変更が必要となる場合には、あらかじめ債務負担行為の設定が必要となる場合があります。</u> 	<p>② 債務負担行為の設定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>債務負担行為の予算議決後、公募を開始することが可能となります。</u> ● <u>総合評価一般競争入札の場合は入札公告、公募型プロポーザル方式については募集要項の公表を公募の開始時点とします。</u> <p>③ 債務負担行為の設定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>債務負担行為の設定の基準となる金額については、VFM評価で算定された事業の事業期間全体に係る事業費総額をベースとします。事業費総額には、物価の変動や、金利の変動によって、左右される構成要素が含まれているため、これらの変動にも対応できるように債務負担行為を設定しなければなりません。ただし、予想を上回る物価及び金利の変動が生じた場合には、契約期間中に債務負担行為の限度額を変更する必要があります。</u> ● <u>広沢複合施設整備・運営事業では、上記のような要因による変動に対して柔軟に対処可能となるよう、限度額を「公有財産購入費、委託料及び消費税の合計額」と文言で表記しています。</u> ● <u>国の通知では、PFI事業における債務負担行為について、「財政の健全性を確保する必要があるため、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準じるものを起債制限比率の対象とする」としていることに留意する必要があります。</u> <p>④ 議会の議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>債務負担行為の議会での議決については、通常3月市議会定例会においてなされますが、PFIに係る債務負担行為については、事業のスケジュール上それ以外の定例会において補正予算として議会に提案する場合があります。</u> ● <u>契約が年度をまたがる際には、次年度の予算審議を行う前年度の議会において、再度提出する必要があります。</u>
<p><改訂理由> PPP/PFI 事業における債務負担行為の設定に関する詳細説明を記載。(公募前に債務負担行為の設定を行う等)</p>	
<p>P22 PPP/PFI 導入事前検討チェックシート</p> <p>◆全体事業費 ※初期費用(施設等の建設費)→<u>10 億円以上</u></p>	<p>P22 PPP/PFI 導入事前検討チェックシート</p> <p>◆全体事業費 ※初期費用(施設等の建設費)→<u>5 億円超</u></p>
<p><改訂理由> 「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」10P(令和4年9月内閣府)より、対象事業の基準の額を和光市独自の基準ではなく国の基準にあわせた。</p>	

第4章 官民連携事業導入に当たっての留意点

新	旧
<p>P24 6 物価変動への対応 (1) 新規契約の場合 (予定価格の適切な設定)</p> <p>➢ <u>予定価格に市場における労務及び資材等の最新の 実勢価格を適切に反映させることが必要です。</u></p> <p>➢ <u>選定事業者が負担する物価変動リスクを減じるた め、実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に 反映される物価指数を採用することが求められま す。具体的には下記のとおりです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>市場価格に対する感応度が高い物価指数を採 用すること</u> ● <u>対象業務・対象費用項目・対象地域ごとに連動 した物価指数を採用すること</u> ● <u>あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示 した上で、事業者との協議により決定すること</u> 	-
<p>P25 6 (2) 既存契約の場合 (契約変更)</p> <p>➢ <u>サービス対価改定に適切に対応する必要があります。</u></p> <p>➢ <u>市場や社会情勢の変化により、事業者から契約変 更の協議の申出があった場合には、適切に協議に 応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を 実施するなど、適切な対応を図る必要があります。</u></p> <p>➢ <u>契約変更について、事業における官民のリスク分 担、物価変動等の影響を踏まえた上で、下記の点 を勘案して総合的に判断することが求められます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>契約変更を実施する場合：サービス対価の増 加、契約変更の手間</u> ● <u>契約変更を実施しない場合：工期の遅延又はサ ービス水準の低下のおそれ 新たな民間事業者の選定が必要となった場合に おけるサービス対価の増加、選定の手間</u> <p>➢ <u>契約変更の協議に当たっては、市と選定事業者とが 必要な情報を持ち寄ることとし、選定事業者に対し 過度な要求をしないよう留意してください。</u></p>	-
<p>P25 7 災害への対応</p> <p><u>PFI事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、 各施設の用途を踏まえ、災害時における市と事業者の役 割分担・情報連絡体制等に関することを募集の際にあら かじめ明示しておくことが望ましい。</u></p>	-
<p><改訂理由> 国のPFI各種ガイドライン等改正(令和6年6月3日改正。内閣府)に伴う項目を追加。</p> <p>1物価変動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の適切な設定:「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」 ・物価変動に基づくサービス対価改訂:「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」 ・PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について 	

2災害への対応:「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」

※内閣府HP掲載「各種ガイドライン等改正の概要」を参照。

第5章 官民連携事業手法に係る優先検討規程

新	旧
P27 2 対象となる事業の規模	P26 2 対象となる事業の規模
● 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）	● 事業費の総額が5億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
<p><改訂理由> 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」10P(令和4年9月内閣府)より、対象事業の基準の額を和光市独自の基準ではなく国の基準にあわせた。</p>	

第6章 指定管理者制度運用ガイドライン

新	旧																										
P29 2 指定管理者制度の導入 (1) 制度導入の基本的な流れ	-																										
<table border="1"> <tr><td>制度導入方針の検討</td><td>業務範囲・内容、業務にかかる費用の概算等の検討</td></tr> <tr><td>実施計画の採択</td><td>指定管理料や拡充事項は和光市総合振興計画実施計画と整合</td></tr> <tr><td>官民連携事業検討委員会</td><td>単年度の費用が1億円以上の場合、PPP/PFI事業が指定管理が検討</td></tr> <tr><td>条例の整備</td><td>設置管理条例の制定・改定</td></tr> <tr><td>管理運営方法の決定</td><td>指定管理料上限額、募集条件、選定条件の決定、仕様書作成</td></tr> <tr><td>募集手続き</td><td>募集要項の公表、申請受付、質疑対応など</td></tr> <tr><td>選定手続き</td><td>指定管理者選定委員会での審査、優先交渉権者の決定、結果公表など</td></tr> <tr><td>仮協定の締結</td><td>優先交渉権者と仮協定の締結</td></tr> <tr><td>議会の議決</td><td>議案と補正予算の議決を経て、指定管理者を指定</td></tr> <tr><td>協定の締結</td><td>基本協定書・年度協定書の締結</td></tr> <tr><td>指定管理開始</td><td>指定管理者による管理の開始</td></tr> <tr><td>モニタリング</td><td>報告書の点検、現地調査、モニタリング結果の公表</td></tr> <tr><td>改善、次回選定への活用</td><td>管理運営方法、募集要項、選定条件の改善</td></tr> </table>	制度導入方針の検討	業務範囲・内容、業務にかかる費用の概算等の検討	実施計画の採択	指定管理料や拡充事項は和光市総合振興計画実施計画と整合	官民連携事業検討委員会	単年度の費用が1億円以上の場合、PPP/PFI事業が指定管理が検討	条例の整備	設置管理条例の制定・改定	管理運営方法の決定	指定管理料上限額、募集条件、選定条件の決定、仕様書作成	募集手続き	募集要項の公表、申請受付、質疑対応など	選定手続き	指定管理者選定委員会での審査、優先交渉権者の決定、結果公表など	仮協定の締結	優先交渉権者と仮協定の締結	議会の議決	議案と補正予算の議決を経て、指定管理者を指定	協定の締結	基本協定書・年度協定書の締結	指定管理開始	指定管理者による管理の開始	モニタリング	報告書の点検、現地調査、モニタリング結果の公表	改善、次回選定への活用	管理運営方法、募集要項、選定条件の改善	-
制度導入方針の検討	業務範囲・内容、業務にかかる費用の概算等の検討																										
実施計画の採択	指定管理料や拡充事項は和光市総合振興計画実施計画と整合																										
官民連携事業検討委員会	単年度の費用が1億円以上の場合、PPP/PFI事業が指定管理が検討																										
条例の整備	設置管理条例の制定・改定																										
管理運営方法の決定	指定管理料上限額、募集条件、選定条件の決定、仕様書作成																										
募集手続き	募集要項の公表、申請受付、質疑対応など																										
選定手続き	指定管理者選定委員会での審査、優先交渉権者の決定、結果公表など																										
仮協定の締結	優先交渉権者と仮協定の締結																										
議会の議決	議案と補正予算の議決を経て、指定管理者を指定																										
協定の締結	基本協定書・年度協定書の締結																										
指定管理開始	指定管理者による管理の開始																										
モニタリング	報告書の点検、現地調査、モニタリング結果の公表																										
改善、次回選定への活用	管理運営方法、募集要項、選定条件の改善																										
P30 2 (2) 事業者選定までの事務手続き	-																										
<p>➤ 議案の上程時期については、優先交渉権者決定後の協議や準備に要する時間から逆算します。約6ヶ月かかる場合は9月議会、約3ヶ月かかる場合は12月議会への上程を想定しています。</p> <p>➤ 単年度事業費および財政負担から下記フローのA～Fのいずれに該当するかを確認します。</p> <pre> graph TD A[単年度事業費] --> B[1億円未満] A --> C[1億円以上] B --> D[財政負担] D --> E[有り] D --> F[無し(独立採算)] E --> G[公募の検討] F --> H[公募の検討] C --> I[※原則公募] I --> J[公募の検討] G --> K[公募] G --> L[随意選定] H --> K H --> L J --> K J --> L K --> M[A] L --> N[B] K --> O[C] L --> P[D] K --> Q[E] L --> R[F] </pre>	-																										

新	旧
<p>➤ <u>次ページ(3)基本的な事務スケジュールで、該当する項目と具体的な作業内容を確認していきます。</u></p> <p>➤ <u>随意選定の場合、所管課において十分に説明責任を果たす必要があります。</u></p>	-

P31 2 (3) 基本的な事務スケジュール

編訂 時期	年度	時期		分類						項目	作業内容			
		9月定例会	12月定例会	A	B	C	D	E	F					
選定準備期間	運用開始の前々年度	4~7月	4~7月	○	○	○	○	○	○	○	制度導入方針の内部決定	・市の導入の方向性を決定 ・指定管理者制度の組織、運営定章などを検討		
		4~7月	4~7月	○	○	○	○	○	○	○	和光市総合振興計画実施計画との整合	・指定管理料や事業内容について過年度から既定がある場合は検討し、実施計画に整合させる		
		4~7月	4~7月	△	△	△	△	△	△	△	サウンディング調査	・仕様に応じた「機会」を必要に応じて実施 ・事業者の強みや希望を把握し、仕様に反映検討		
		4~9月	4~9月							○	○	官民連携事業検討委員会の種別作成～年委員会開催	・検討・付随する事前検討アクションを作成 ・議会のほか、事業者と事前協議開催等～相談 ・官民連携検討委員会に際し、所管施設の維持管理運営に指定管理者制度が導入されること、検討 ・検討方針に基いたた事前協議、意見書と参照	
		9~3月	9~3月	△	△	△	△	△	△	△	△	条例の制定・改正	・品評で定める事項（指定手続、管理の基準、業務の範囲など） ・所管施設や高規格定・改定（高）の施設への上限などは、所管課に相談	
		9~10月	9~10月	○	○	○	○	○	○	○	○	予算化作業	・指定管理料、選定委員会報酬など、指定管理料は実施計画に整合させる	
		10~3月	10~3月	○	○	○	○	○	○	○	○	管理運営方法の検討・募集要項（案）の策定	・募集要項、募集手続書（仕様書）、詳細基準の作成	
		3月	3~5月	○	△	○	△	○	△	○	△	選定委員会の外部専門家への依頼準備	・外部専門家の選定（事前説明は内部） ・必要に応じて事前協議	
		指定管理者の選定	運用開始の前年度	4月	4~6月	○	○	○	○	○	○	○	選定委員会の設置	・委員の委嘱 ・指定選定の場面で、指定管理者の指定に際し、総合的に判断し、指定するもの（高規格の2次選定、選定委員会の設置（規則第4条）
				4月	~7月	○	○	○	○	○	○	○	募集開始	・採択、応募終了通知 ・募集開始（原則1か月以上の期間を設定）
4~6月	~9月			○	○	○	○	○	○	○	質疑回答・現場説明	・必要に応じて、施設の視察説明を実施。		
6月	~9月			○	○	○	○	○	○	○	○	申請受付	・応募書類の選別や開封などの審査を併せて実施	
6月	~9月			○	○	○	○	○	○	○	○	候補者の選定	・選定委員会の開催 ・選定次選定者、次点者決定 ・応募届への選定結果通知 （指定選定の場面で、指定管理者の指定に際し、総合的に判断し、指定するもの（高規格の2次選定、選定委員会の設置（規則第4条）	
6~8月	~11月			○	○	○	○	○	○	○	○	原協定の締結	・選定次選定者との協定を締結	
6~7月	7~8月			○	○	○	○	○	○	○	○	説明会議へ付議	・説明会議付議事項を会衆人確認へ提出	
7月頃	8月頃			○	○	○	○	○	○	○	○	指定の議案の提出	・採択額へ提出	
7月頃	8月頃			○	○	○	○	○	○	○	○	債務負担行為の設定（議案の提出）	・採択額へ提出	
9月	12月			○	○	○	○	○	○	○	○	議会対応	・採択額、参議金の対応	
本事業開始	運用開始の前年度	9月	12月	○	○	○	○	○	○	○	指定管理者の指定、通知、告示、公表	・指定管理者の指定 ・指定管理者指定の告示		
		9~10月	12~1月	○	○	○	○	○	○	○	基本協定、年度協定の締結	・年度協定締結は4月1日付		
		10~3月	1~3月	○	○	○	○	○	○	○	○	事業者の引続き		
運用開始	4月	4月	○	○	○	○	○	○	○	○	指定管理期間開始			

【凡例】 ○・・・実施する △・・・必要に応じて実施する □・・・実施しない

＜改訂理由＞ 庁内要望により、契約までの事業スケジュールをパターン別、実施する順番にフロー化。指定管理者の指定および債務負担行為の議決を盛り込んだスケジュールを記載。

P32 3 官民連携事業検討委員会の検討

単年度の事業費が1億円以上の指定管理事業（運営のみを行うものに限る。）は、官民連携事業検討委員会の検討を行うものとします。（第3章 14 ページ、PPP/PFI 導入事前検討チェックシート 22 ページ、第5章 2 27 ページ参照）検討委員会の結果、指定管理事業が適切である場合は準備を進めます。

＜改訂理由＞ 単年度の指定管理料が1億円以上の場合、官民連携事業検討委員会が必要である旨を記載。

P32 4 指定管理者の候補者選定	P28 2 指定管理者の候補者選定
和光市公の施設指定管理者選定委員会(第6章5 36 ページ参照)	事業者提案審査委員会

＜改訂理由＞ 和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条より、委員会名を誤記修正し、参照場所を記載。

新	旧
P32 4 (1) 応募資格要件	P28 2 (1) 応募資格要件
埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課に照会し、確認を行うことができます。照会方法については、埼玉県警から示されている別資料を参照ください。	埼玉県警察捜査第四課暴力団排除係(048-832-0110)に照会し、確認を行うことができます。
<p><改訂理由> 警察の組織変更や照会方法の修正。</p>	
<p>➤ <u>市長、副市長、市議会議員、教育委員会・固定資産評価審査委員会などの委員が役員や主要な立場で関わっている法人は、指定管理者の候補者になれません。(ただし、和光市が資本金等の2分の1以上を出資している法人は除く。)</u>¹²</p> <p><u>12 和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第4条(選定方法及び選定基準)参照</u></p>	-
<p><改訂理由> 和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例より、候補者資格のない法人を記載。</p>	
P33 4 (3) ⑤ 指定管理料の積算及び利用料金制に関する事項	P30 2 (3) ⑤ 指定管理料の積算及び利用料金制に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>指定管理料について、あらかじめ市が標準と考える仕様書等を作成し、適正な指定管理料を積算する必要があります。公募要項で指定管理料について公表し、それを上限額として申請者より指定管理料の提案を受けるようにしてください。</u> <u><上限額の記載例></u> 各年度の指定管理料の上限額は〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む)とします。ただし、指定管理者の指定及び各年度の指定管理料は、市議会の議決及び予算の成立を条件として確定するものであるため、確約するものではありません。等 ● <u>指定管理料の予算額は、和光市総合振興計画実施計画と整合した額にしてください。事業内容や指定管理料について、過年度から拡充がある場合は、拡充事項について企画人權課と財政課に十分に説明したうえで市の事業として採択されている必要があります。</u> ● <u>費目や事業ごとに課税、非課税が異なる場合は、税務署に確認してください。</u> 	-
<p><改訂理由> 過年度からの拡充事項(事業内容の追加や指定管理料の増額など)がある場合は、実施計画提出時に十分に説明し、市の事業として採択されたうえで適切に公募を行うように項目を追加。</p>	
P35 4 (5) 選定の例外(随意選定)	P31 2 (5) 選定の例外(随意選定)
<p>条例 14において</p> <p><u>14 和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第4条の2(随意選定)参照</u></p>	<p>条例において</p>
<p><改訂理由> 条例の名称を記載。</p>	

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>福祉サービスを提供する施設など、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要し、長期的に安定したサービスの提供が求められる場合。</u> 	-
<p><改訂理由> 他市事例などを参考に、例外条件の事例を追加。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の管理上緊急その他やむを得ない事情があるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の管理上緊急その他やむを得ない事業があるとき。
<p><改訂理由> 誤記訂正。</p>	
<p>P36 5 和光市公の施設指定管理者選定委員会</p>	<p>P32 3 事業者提案審査委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 和光市公の施設指定管理者選定委員会 ● 選定委員会 ● 選定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者提案審査委員会 ● 委員会 ● 審査委員会
<p><改訂理由> 和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条より、指定管理者を選定する委員会の名称を修正。また、当該委員会の略称を「選定委員会」で統一。</p>	
<p>P36 5 (2) 選定委員会の構成等</p>	<p>P32 3 (2) 委員会の構成等</p>
<p>➤ 外部委員は、施設の特性に合わせた専門的知識を有する者を1名以上、人選します。<u>施設の規模・機能を考慮し、必要に応じた人数を配置するようにしてください。</u></p>	<p>➤ 外部委員は、施設の特性に合わせた専門的知識を有する者を1名以上、人選します。</p>
<p><改訂理由> 和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条第3項より、外部委員の有識者に関する記載を追加。 「委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員の数及び任期は、指定管理者の指定に係る公の施設の規模及び機能を考慮し、市長がその都度定める。 2 委員長及び委員は、市職員の中から市長が任命する。 3 前項に掲げる者のほか、市長は、必要に応じ知識経験を有する者を委員長又は委員として委嘱することができる。」</p>	
<p>P37 5 (4) 審査</p>	<p>P33 5 (4) 審査</p>
<p>➤ 応募者から提出された事業計画書、収支計画書、団体の組織及び運営状況に関する書類等の書面審査とともに、必要に応じ、プレゼンテーション、ヒアリング等による審査を実施し、<u>個々の施設の特性に</u>応じて各委員が採点するものとします。</p>	<p>➤ 応募者から提出された事業計画書、収支計画書、団体の組織及び運営状況に関する書類等の書面審査とともに、必要に応じ、プレゼンテーション、ヒアリング等による審査を実施し、各委員が採点するものとします。</p>
<p><改訂理由> 表現修正。</p>	
<p>P38 6 (1) 候補者の決定</p>	<p>P33 4 (1) 候補者の決定</p>
<p>➤ 選定委員会</p>	<p>➤ 事業者提案審査委員会</p>
<p><改訂理由> 誤記修正。</p>	
<p>P38 6 (3) 仮協定の締結</p>	<p>P34 4 (3) 仮協定の締結</p>
<p>➤ なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と同一内容の協議を行い、協議が成立した場合には、次点交渉権者を指定管理者の候補者としてします。</p>	<p>➤ なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と同一内容の協議を行い、協議が成立した場合には、次点交渉権者を指定管理者の候補予定者としてします。</p>
<p><改訂理由> 誤記修正。</p>	

新	旧
<p>➤ <u>仮協定は、指定管理者の指定の議決後に締結する基本協定と同じ内容を記載してください。</u></p>	-
<p>＜改訂理由＞ 仮協定で定める事項を記載。</p>	
<p>P38 7 (1) 議案の作成</p>	<p>P34 5 (1) 議案の作成</p>
<p>➤ 所管課は、候補者との仮協定締結後、<u>指定管理者の指定議案を作成するうえで、次に掲げる事項を記載するものとします。</u></p> <p>① 指定する施設の名称 ② 指定の相手方 ③ 指定期間</p> <p>また、指定管理者の指定議案を提出する議会と同一の議会に指定管理業務に係る補正予算(債務負担行為)を計上するものとします。</p>	<p>➤ 所管課は、候補者との仮協定締結後、議案を作成します。議案には、次に掲げる事項を記載するものとします。</p>
<p>＜改訂理由＞ 所管課が議案に記載すべき事項と、補正予算で債務負担行為の設定もれを防ぐために記載。</p>	
<p>➤ 議会における審議を円滑に進めるため、当該議案の審議に必要な提供情報は原則として下記の内容に統一して行うこととします。</p> <p>① 指定管理者の候補者の概要 ② 事業計画及び収支計画の概要 ③ 選定結果の概要(公募の状況、<u>選定委員会の委員氏名等</u>、選定の概要)</p>	<p>➤ 議会における審議を円滑に進めるため、当該議案の審議に必要な提供情報は原則として下記の内容に統一して行うこととします。</p> <p>① 指定管理者の候補者の概要 ② 事業計画及び収支計画の概要 ③ 選定結果の概要(公募の状況、<u>事業者提案審査委員会の委員氏名等</u>、選定の概要)</p>
<p>＜改訂理由＞ ③ 誤記修正。</p>	
<p>P39 8 協定の締結</p>	<p>P35 6 協定の締結</p>
<p>市長は、議会の議決を経て、<u>指定管理者として指定された者と</u>、当該公の施設の管理に関する協定を締結します。(条例第6条)</p>	<p>市長は、議会の議決を経て、<u>指定管理者として指定された団体等と</u>、当該公の施設の管理に関する協定を締結します。(条例第6条)</p>
<p>＜改訂理由＞ 誤記修正。</p>	
<p>P39 8 (1) ② 協定書に記載すべき事項</p>	<p>P35 6 (1) ② 協定書に記載すべき事項</p>
<p>● 「基本協定書参考例」は、協定の標準的な内容を示したものであるため、施設の特性に関する事項、指定管理者が行う具体的な業務内容に関する事項、施設仕様等については、必要に応じて追加、<u>修正</u>または削除するものとします。</p>	<p>● 「基本協定参考例」は、協定の標準的な内容を示したものであるため、施設の特性に関する事項、指定管理者が行う具体的な業務内容に関する事項、施設仕様等については、必要に応じて追加または削除するものとします。</p>
<p>＜改訂理由＞ 誤記修正及び改定時を考慮し修正。</p>	
<p>● その他必要と認められる事項</p> <p>③ 情報開示請求に関する事項 ④ 協定書に記載していない事項が生じた場合の協議に関する事項 等</p>	<p>● その他必要と認められる事項</p> <p>③ 報開示請求に関する事項 ④ 協定書の記載していない事項が生じた場合の協議に関する事項 等</p>
<p>＜改訂理由＞ 誤記修正。</p>	

新	旧
P40 8 (2) ① 経費の取扱	P36 6 (2) ① 経費の取扱
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者は、市が支出する指定管理料及び利用料金等により、指定管理業務に要する経費を賄うものとします。なお、経費が不足する場合であっても、原則として不足分の補填は行いません。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者は、市が支出する指定管理料及び利用料金等によって指定管理業務に要する経費を賄うこととします。経費が不足することになっても、原則として不足分は補填しないこととします。
＜改訂理由＞ 表現修正。	
P40 8 (2) ② 指定管理料の精査	P36 6 (2) ② 指定管理料の精査
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料は、所管課において、<u>下記書類と照合し、十分に精査する必要があります。</u> 【照合する書類】 ・和光市総合振興計画実施計画 ・当該年度の事業計画書及び予算書 ・選定時に示された事業計画書及び収支計画 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料は、所管課において当該年度の事業計画書及び予算書、あるいは選定時に示された事業計画書及び収支計画書と照合を行い十分な精査が必要です。
＜改訂理由＞ 指定管理料は実施計画とも整合をとるように追記。	
P41 8 (2) ④ 指定管理料の余剰金取扱	P36 6 (2) ④ 指定管理料の余剰金取
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が、利用料金等を得ることができない施設において、残額が生じた場合は、その原因を十分に精査し、指定管理者が事業計画に定める指定管理業務を完遂しているときは、その余剰金は全額市に返還させるものとします。 指定管理者が、事業計画に定めた業務を実施しなかった、あるいは実施できなかった場合、所管課は指定管理料を精算し、該当する金額を市に返還させるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が、利用料金等を得ることができない施設において、残額が生じた場合は、その原因を十分に精査し、指定管理者が事業計画に定める指定管理業務を完遂しているときは、その余剰金は市に全額返金するものとします。 指定管理者が、事業計画に定めた業務を実施しなかった、あるいは実施できなかった場合、所管課は指定管理料を精算し、該当する金額を市に返還することとします。
＜改訂理由＞ 表現統一。	
P41 8 (3) ① 施設の修繕について	P37 6 (3) ① 施設の修繕について
<ul style="list-style-type: none"> PFI事業により指定管理者を随意指定する場合など、長期にわたる施設の運営管理をする場合の取扱いは公募要項に示すとともに別途指定管理者と協議するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業により指定管理者を随意指定する場合など、長期にわたる施設の運営管理をする場合の取扱いは公募要領に示すとともに別途指定管理者と協議するものとします。
＜改訂理由＞ 誤記修正。	
P44 9 協定内容の変更	-
<ul style="list-style-type: none"> 協定締結後において、事業環境の変化、利用者ニーズの動向、又は施設管理上の必要性により協定内容の変更が必要となった場合は、協定書に定める手続きに従い、変更協定を締結するものとします。また、変更の必要性及び妥当性を検証し、透明性の確保に努めるようにしてください。 	-
＜改訂理由＞ 協定内容の変更を行う場合について記載。	
P44 9 (1) 債務負担行為の再設定	-
<ul style="list-style-type: none"> 基本協定の内容を変更し、債務負担行為の事項、期間、限度額が変更となる場合は、債務負担行為を再設定し、議会の議決が必要です。 	-
＜改訂理由＞ 債務負担行為の変更が生じる場合について記載。	

